

第 1 章 計画の目的・位置付け等

第 1 節 策定の背景と目的

全国的に少子高齢化などの原因による人口減少の影響から、空家などの問題が顕在化していくなか、国は、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」（以下「空家法」という。）を公布、平成27年5月に完全施行しました。

このような情勢を受け、本町では、平成30年3月に五霞町空家等対策計画（以下「前計画」という。）を策定し、空家等の発生の予防、空家等の適切な管理の推進、空家等の利活用、管理不全化した空家等への対策、推進体制の整備を図り、空家等対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画策定からまもなく5年が経過し、その間、空家等に関する法律などが改正され、本町においては、五霞町空き家バンク制度（正式名称）の仕組みを確立するなど、空家等を取り巻く環境も変化してきました。

今回、前計画の計画期間満了に伴い、本町では空家等に関する施策を継続的に実施するため、空家法等に基づき、空家等対策計画の改定を実施します。

本計画の改定に当たっては、町内における空家等の実態を把握したうえで必要となる施策を推進していきます。

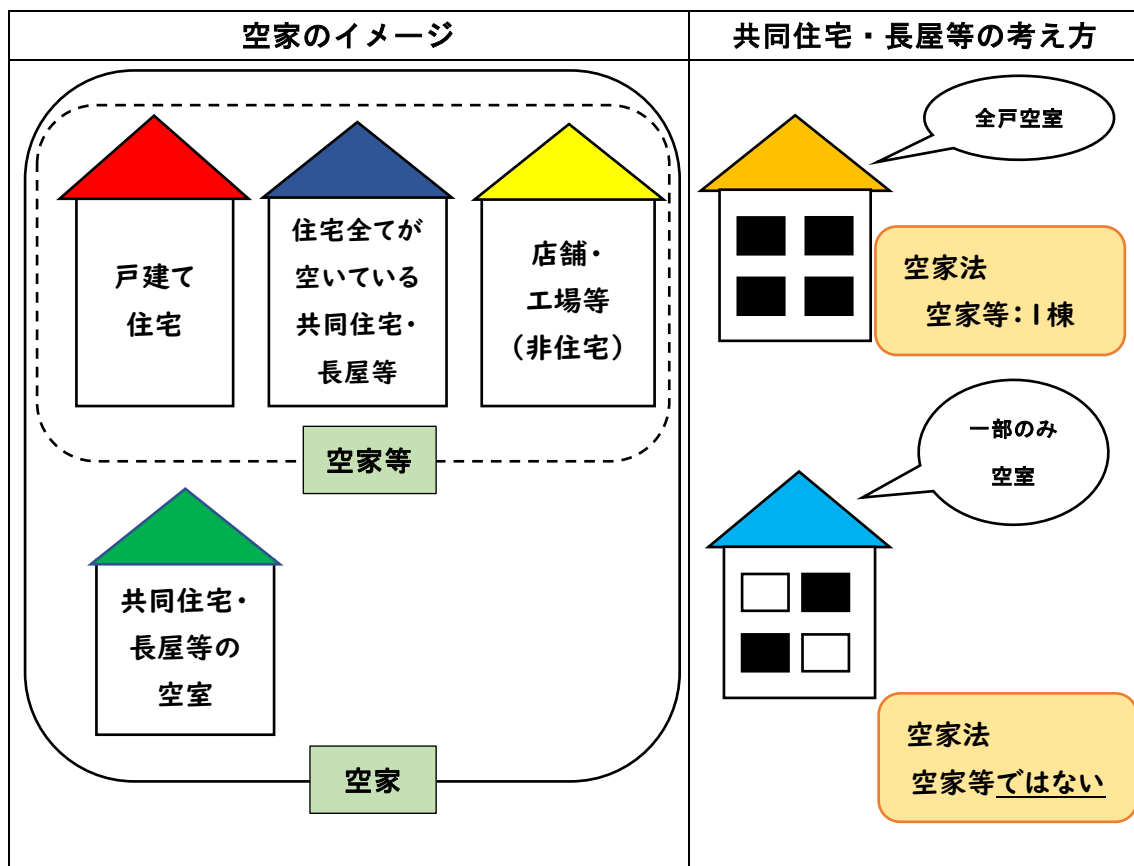
第2節 空家の定義

『空家』は、一般的な名詞として使われる「空き家」を意味し、居住及び使用されていない建物とします。

空家法第2条第1項に規定された『空家等』とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」とされていることから、本計画においても同じ定義とし、この『空家等』を本計画の対象とします。なお、共同住宅や長屋等は全戸空室の場合が対象となります。

『特定空家』は、空家法第2条第2項に規定のあるとおり、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等とします。

※一般的な「空家」のイメージは次のとおりです。

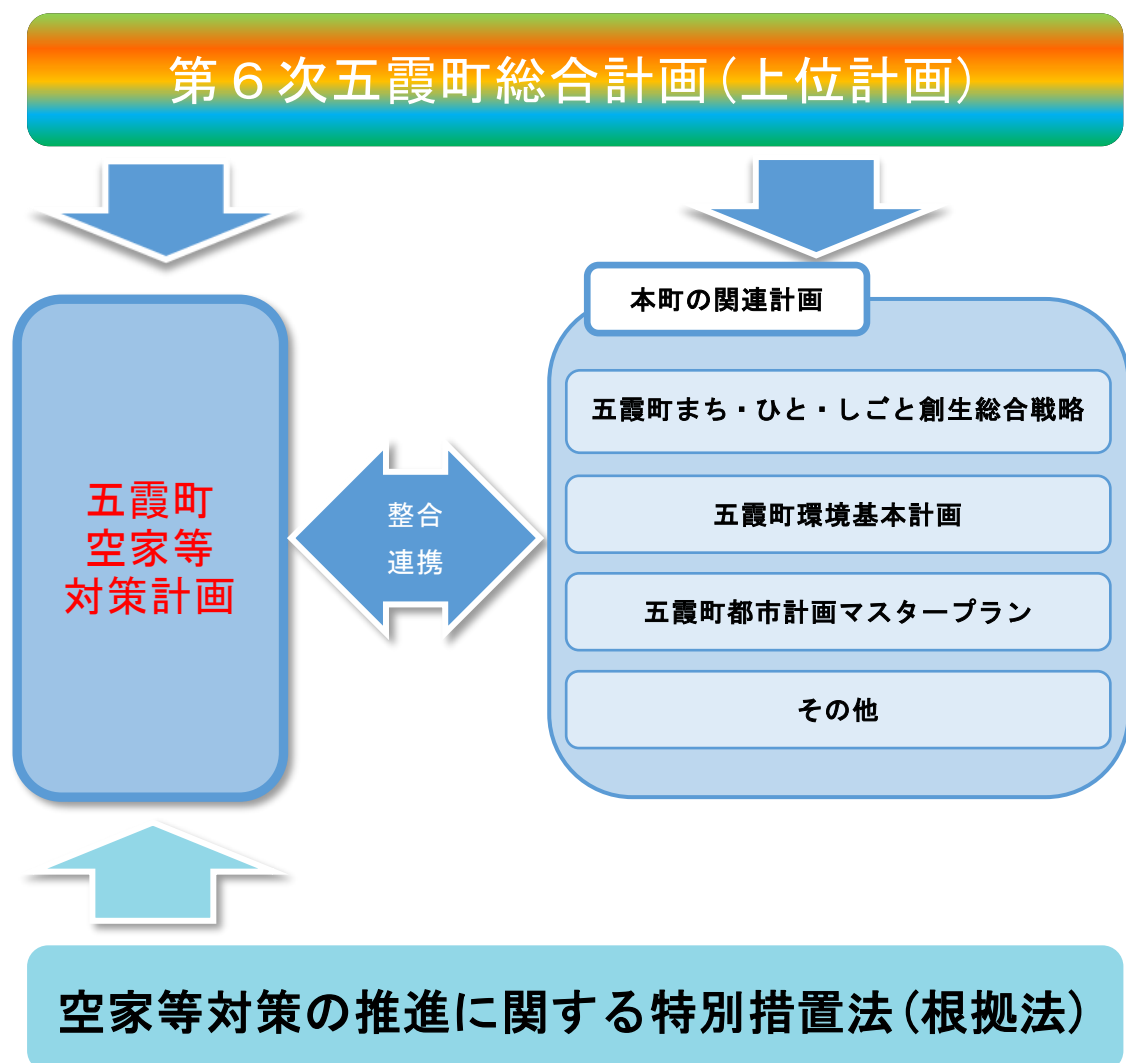


第3節 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条1項に規定する「空家等対策計画」であり、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、国が定めた基本指針に即し、かつ、五霞町の実情に合わせた計画として策定するものです。

なお、本計画の策定に当たっては、「第6次五霞町総合計画」を上位計画とし、「五霞町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「五霞町環境基本計画」、「五霞町都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合・連携を図るものとします。

図表1：【本計画の位置付け】



第4節 対象地区

現地調査結果により、本町においては、ほぼ全町域において空家等が所在することから、本計画の対象地区は、五霞町全域とします。

第5節 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や本町における空家等の状況などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

計 画 期 間

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度までの5年間

図表2：【各計画の期間】

年度		～2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2039 (令和21)
空家等対策計画		2018（平成30）～2022（令和 4）			2023（令和 5）～2027（令和 9）								
第 6 次 総合計画	基本 構想	2020（令和 2）～2039（令和21）											
	基本 計画	第 1 期 2020（令和 2）～2024（令和 6）					第 2 期 2025（令和 7）～2029（令和11）				第 3 期		
都市計画 マスタープラン		2020（令和 2）～2039（令和21）											

第6節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、日本も積極的に取り組んでいます。



本計画ではSDGsを構成する17の目標のうち、関連性が高い次の2つの目標について、計画を推進することでこれらの目標を達成し、持続可能な世界の実現に寄与することを目指します。

	目標 11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 12 持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する。